

十島村における 総合評価方式ガイドライン

令和7年4月1日改訂版

十島村

【目次】

1 総合評価方式の概要

- 1－1 背景と方策
- 1－2 効果
- 1－3 評価方式の選択

2 実施手順（試行手順）

3 特別簡易型における審査・評価

- 3－1 試行工種
- 3－2 技術資料の提出要請
- 3－3 評価項目、加算点及び評価基準

4 総合評価による落札者の決定

- 4－1 評価値の算出方法
- 4－2 加算点の設定

5 その他の留意事項

- 5－1 評価内容の担保
- 5－2 中立かつ公正な審査・評価の確保
- 5－3 情報公開

1 総合評価方式の概要

1-1 背景と方策

公共工事の入札においては、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、低価格による入札が増加するとともに、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による工事の品質低下の懸念が顕著となっている。

こうしたことから、公共工事の品質確保を図るためには、経済性に配慮しつつ価格以外の要素（技術力）も考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

総合評価方式は、落札者の決定において、価格に加えて技術力の優劣等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする方式である。

1-2 効果

- ① ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備される。
- ② 施工不良の未然防止、工事目的物の性能が向上することによる長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等による総合的なコストの縮減が図られる。
- ③ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境整備が期待される。

1-3 評価方式の選択

① 従来の発注方式

標準的な設計、施工方法に基づき最も低い「価格」を提案したものを落札者とする方式。

② 総合評価方式価格

価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

なお、工事の特性等に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型のいずれかの方式を選択する。

【特別簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、表彰実績や工事成績等を評価する方式。

【簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに関する簡易な施工計画のほか、表彰実績等を評価する方式。

【標準型】

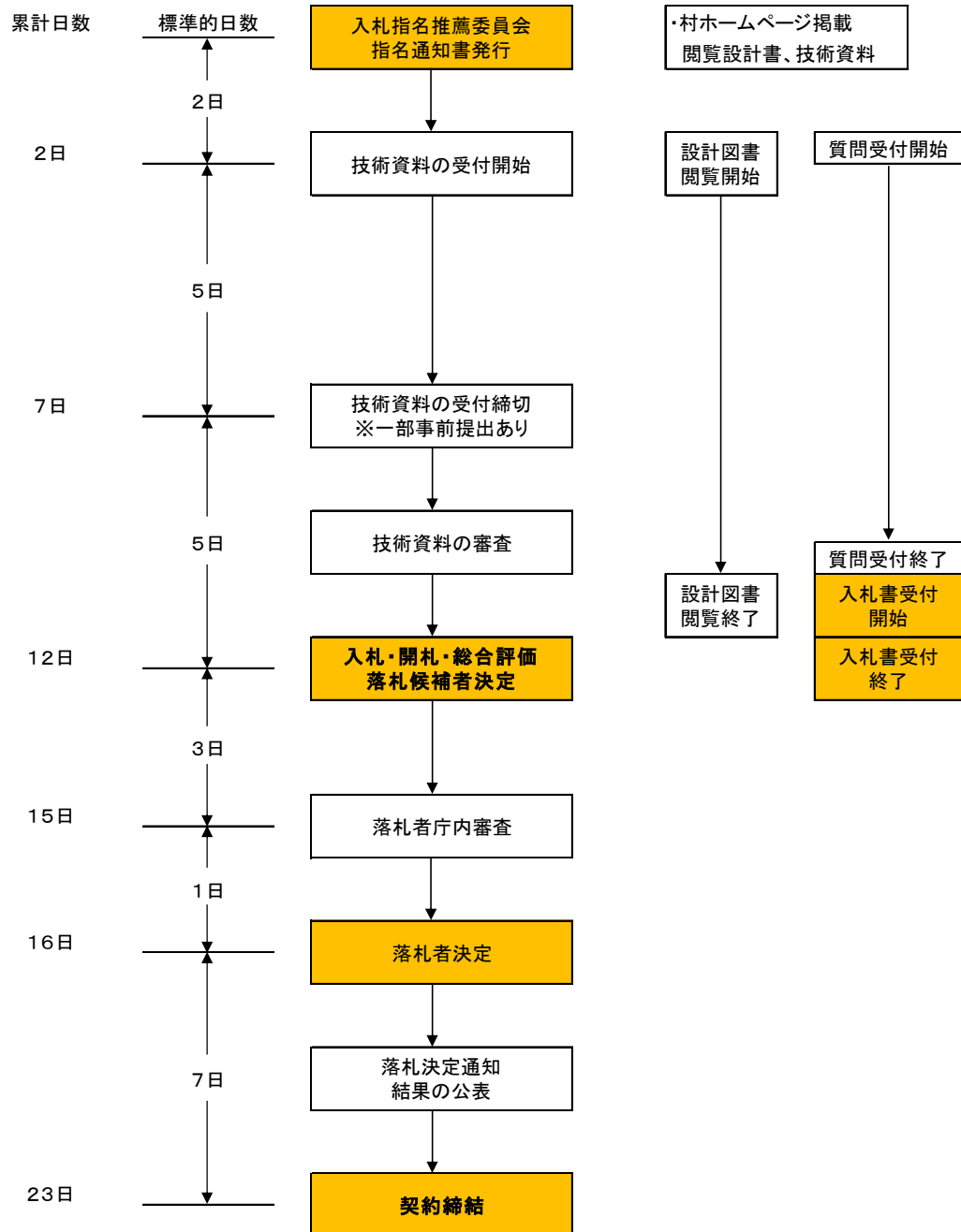
技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工上の工夫等の技術提案や施工計画、表彰実績等を評価する方式。

2 実施の手順

実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

なお、各期間については、適宜日数を増減できる。

□本村における試行手順（特別簡易型）



3 特別簡易型における審査・評価

3-1 試行工種

設計金額 3,000 万円以上の**土木一式工事・海上工事**のうち村長が指定するものを対象

とする。

3-2 技術資料の提出要請

指名競争入札及び一般競争入札において、技術資料の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ① 総合評価方式による入札であること。
- ② 技術資料の内容及び提出期限
 - ・ 技術資料の作成
 - ・ 技術資料及び作成要領等の配布場所等
 - ・ 評価項目の工種について
 - ・ 技術資料の提出（方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所）
- ③ 決定者基準に関する事項
 - ・ 評価項目及び評価基準
 - ・ 評価値の算出方法
- ④ 総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑤ 評価内容の担保に関する事項
- ⑥ その他総合評価方式に関する事項
 - ・ 落札者の決定（入札無効）

3-3 評価項目、加算点及び評価基準

評価については、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献度に分類し、それぞれ下記項目（土木一式工事版）について評価するものとし、加算点の合計は10点とする。

- （1）企業の施工能力（0.2点）
 - ① 経営事項審査における経営状況
 - ② 経営事項審査における技術力
 - ③ 十島村発注工事の受注工事量（同種工事）
- （2）配置予定技術者の能力（1.8点）
 - ① 配置予定技術者（主任（監理）技術者）の資格保有
 - ② 過去5年間に於ける同種工事の施工実績
 - ③ 前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況
- （3）地域貢献度（8.0点）
 - ① 過去2年間に於ける災害時応急対策業務活動の実績
 - ② 過去1年間に於けるボランティア活動の実績
 - ③ 過去2年間に於ける固定資産税ならびに法人税の納税実績
 - ④ 十島村民の雇用状況
 - ⑤ 事業所等の保有箇所数
 - ⑥ コンクリートプラント等の保有箇所数
 - ⑦ 村指定案件の受注実績

配置予定技術者が1人に特定できない場合、資格等の条件を満たす複数の候補者を配

置予定技術者とすることができる。その場合、審査については各候補者のうち評価が最も低い者で評価する。地域貢献の実績は会社としての実績とする。

4 総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者で、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4-1 評価値の算出方法

技術資料を提出した者に対して標準点（100点）を与え、さらに各評価項目について基準に従って評価を行い、加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を応札価格で除した値を評価値とする。

評価値＝技術評価点／入札価格×定数

＝（標準点＋加算点）／入札価格×100,000,000

評価値：価格評価点と価格以外の評価点（技術評価点）を総合した評価点

※少数4位まで（小数5位四捨五入）

標準点：技術資料を提出し、入札に参加した者全てに与えられる点数（100点）

加算点：入札参加希望者から提出された技術資料等を評価し、点数化したもの

4-2 加算点の設定

加算点については、評価方式を特別簡易型とし、次のとおりとする

- 1）一般土木工事（3,000万円以上）・・・10点
- 2）海上工事（3,000万円以上）・・・10点

5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保

提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

落札者決定に反映された技術資料の内容が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保

地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるにあたり、留意すべき事項について第6条に定める「総合評価技術委員会」の意見聴取を行う。

なお、「留意すべき事項」とは、「価格及び価格以外の技術的な要素を評価する基準」、「価格以外の技術的な要素に係る評価項目及び評価基準」等をいう。

上記の規定による当該意見聴取においては、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか確認するものとし、必要があるとされた場合には、当該落

札者を決定しようとするときに、あらかじめ価格以外の技術的な要素に係る評価結果の適否について、技術委員会の意見聴取を行う。

5－3 情報公開

① 入札公告等への明記

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ・ 総合評価方式による入札であること。
- ・ 技術資料の内容及び提出期限
- ・ 決定者基準に関する事項
- ・ 総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ・ 評価内容の担保に関する事項
- ・ その他総合評価方式に関する事項

② 総合評価結果の公表

落札者が決定した場合は、速やかに以下の事項を閲覧により公表する。

- ・ 入札参加者名
- ・ 各入札参加者の技術評価点
- ・ 各入札参加者の評価値

③ 疑義照会への対応

入札参加者は、入札結果を通知された日から起算して7日（当該期間に休日が含まれるときは、当該休日を除く）以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

入札参加者から、自らの技術評価点（公表した技術評価点内訳の更に詳細な点数）について書面により疑義照会があった場合は、契約担当者は、照会者のみの詳細な技術評価点数内訳を書面により回答する。